

相模原市予算規則第5条に基づき、平成30年度予算編成方針を定める。

平成29年11月1日

相模原市長 加山俊夫

平成30年度予算編成方針

はじめに

1 国の動向

国の月例経済報告（平成29年9月）によると、我が国の経済情勢は、雇用・所得環境の改善が見られる中で、緩やかな回復基調が続いている。

こうした中、国において、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度である平成30年度においても、社会保障の効率化を始め、1億総活躍社会の実現に向けた人材への投資など歳出・歳入両面の取組を着実に進めるとしている。

2 本市の財政見通し

本市は、平成28年度決算において、初めて経常収支比率が100パーセントを超え、これまで徐々に進行していた財政の硬直化が顕著となった。

こうした中、平成30年度の歳入歳出の見通しについては、市税収入の増加が見込めない一方、新たな行政課題への対応や高齢化の進行等に伴う扶助費を中心とした義務的経費の増大などにより38億円の財源不足が見込まれる。

また、今後を見通すと、少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中で、市税収入の大幅な増加が期待できない一方、更なる扶助費の増加や老朽化する公共施設の改修・更新への対応が必要になるなど、引き続き厳しい財政状況が続くと想定されるとともに、持続可能な都市経営を行っていくためには、将来の都市力向上や圏域全体の発展をリードするまちづくりに向けた取組も必要となる。

こうした状況を踏まえ、徹底した歳出の削減や一層の歳入確保など、効果的・効率的な事業の推進に向けた取組なくしては、各施策の推進に必要な予算が確保できなくなることを全職員が認識し、危機感と責任を持って予算編成を行うものとする。

平成30年度予算編成に当たっての重点項目

1 後期実施計画の着実な推進

「新・相模原市総合計画」の基本構想に掲げた都市像の実現に向け、5つの基本目標「誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市」「学びあい人と地域をはぐくむ教育・文化都市」「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」「活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市」「市民とともに創る自立分権都市」の下、「後期実施計画」の着実な推進に努める。

特に、本市が今後迎える人口減少社会においても、人や企業に選ばれる都市として成長

を続けるため、「相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた少子化対策、雇用促進、中山間地域対策の3つの重点プロジェクト及び「子育て・教育環境の充実」に向けた取組を優先すべき重点事項として取り組む。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け「さがプロ2020基本方針」に基づく取組についても、着実な推進を図る。

2 持続可能な都市経営の推進

「第2次さがみはら都市経営指針・実行計画」に基づき、積極的な歳入確保や徹底した事務事業の精査・見直しによる既存事業の廃止・縮小・統合・改善・効率化などを進め、安定的かつ持続的に質の高い行政サービスを提供していく。

特に、「事務事業の精査・見直し(案)」「補助金の見直し(案)」「市単独事業の扶助費等の見直し(案)」に掲げる事業については、持続可能な都市経営の推進に向け、検討結果を最大限予算に反映する。

また、PDCAサイクルを的確に展開することで、職員一人一人が「最少の経費で最大の効果を上げる」という費用対効果の視点を持ち、スピード感を持って事業の推進に取り組む。

3 財政の硬直化改善に向けた取組

平成28年度決算において、本市として初めて経常収支比率が100パーセントを超えたことを全職員が重く受け止め、次に掲げる事項を積極的に行い、財政の硬直化の改善に向けた取組を図る。

- (1) 扶助費、物件費、各種補助金など経常経費の見直し
- (2) 収納対策の強化による市税収入等の歳入の確保
- (3) 元利償還金に対する地方交付税措置を考慮した市債の発行

予算編成に当たっての基本的な考え方

1 「選択と集中」による重点化の徹底

各局・区長の責任において、徹底した事務事業の精査を行い、各局・区の政策課題と本市の財政状況や将来を見据えた上で、真に必要な事業への重点化を図り、効果の低い事業は廃止を含め徹底的な見直しを行うなど、「選択と集中」に取り組み、メリハリのある予算編成を行う。

2 財源の確保

(1) 市税収入等の確保

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、「第2次債権回収対策基本方針」に基づき全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納付しやすい環境づくりを図るなど、多様な手段を講じて市税収入等の確保を図る。

(2) 特定財源の確保

国・県補助金及び交付金など、特定財源の確保に積極的に取り組む。特に、過去において予算額を下回る交付額となった補助金等については、国・県への要望活動等の強化

に加え、広域化など事業スキームの工夫や他事業との連携等により補助額の確保に積極的に取り組む。

(3) 市有財産の有効活用

低未利用財産及び長期未着手の事業予定地については、貸付けなど有効活用を図るとともに、不要となった用地については、積極的に処分するなど、最も効果的な活用手法により、歳入確保及び維持管理経費の削減を積極的に行う。

なお、市有財産の有効活用に当たっては、財産所管課において改めて精査を行い、売却可能な未利用資産の洗い出しを進める。

特に、一定規模以上の面積があり、民間による活用の市場性が高い物件等を対象に、売却等の取組を重点的に実施する。

また、市有財産の貸付けに当たっては適正な対価を求めるとともに、減免を行っている場合はその必要性について見直しを行う。

(4) 積極的な歳入の確保の検討

これまでの仕組みにこだわらず、様々な手法について積極的に検討し、歳入の確保に取り組む。特に、新規・拡充事業の実施に当たっては、特定財源の確保や事業手法の見直しなどあらゆる財源確保策を検討し、事業の実施に必要な財源を確保する。

3 適切な市債の発行

市債については、経常収支比率などの各種財政指標に留意し、元利償還金に対する地方交付税措置の有無などを十分考慮して発行する。

また、第2次さがみはら都市経営指針・実行計画で定めている「平成29年度から31年度までの間における一般会計の市債(臨時財政対策債を除く。)の発行額を300億円以内」とする目標に留意する。

4 総合計画及び都市経営指針の進行管理

総合計画及び都市経営指針の着実な推進を図るため、進行管理の結果について予算編成への反映に努める。

5 受益と負担の適正化

市が提供する行政サービスに係る受益と負担をより適正な関係とするため、「受益者負担の在り方の基本方針」にのっとり、行政サービスに係る費用を把握し、使用料等の見直しを進めるとともに、経費の削減に努める。

また、別に積算基準がある料金については、定められた時期に見直しを行う。

6 民間活力の活用

「相模原市PPP(公民連携)活用指針」に基づき、行政の活動範囲を明らかにし、行政の活動範囲以外としたものは、民営化や事業の廃止を検討するとともに、真に行政が提供すべきサービスについては、サービスの向上や経費の節減が図られる事業実施手法(民間企業、NPO、市民団体などのノウハウや専門知識を活用したサービスを提供する手法)に変更する。

また、公共施設の整備・運営に当たっては、「相模原市PPP/PFI手法導入優先的検

討方針」に基づき、指定管理者制度、包括的民間委託、E S C O 事業、P F I 手法などの導入を前提に事業実施を検討する。

7 公共施設の整備

公共施設（公共建築物）の整備等については、「公共施設の保全・利活用基本指針」及び「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」に基づき、基本指針で示した基本方針及び目標達成のための基本原則並びに推進プランで示した施設配置の基本的な考え方や方向性に沿って進める。

また、道路や橋りょう、公園などの維持管理については、個別施設の維持管理計画等に基づき、計画的かつ効率的なマネジメントの取組を進め、予算編成への反映に努める。

8 地方税財政を始めとする諸制度の変更への対応

社会情勢等による国における政策の変更も予想されることから、市の税財源や事務事業についても影響を受けることを想定し、その動向を注視しておく必要がある。

予算編成に当たっては、制度の詳細が明らかになっているもの以外は、現行の制度を基本に計上することとする。今後、国の方針が確定し、市に影響が生じるものについては、適宜、予算内容の組替え等の対応を行う。

9 特別会計等の取扱い

特別会計及び公営企業会計の予算編成に当たっても、この予算編成方針を踏まえ、一般会計からの繰出金や事業費について、あらゆる角度から検証し、十分な精査を行うとともに、独立採算の原則に従い、これまで以上に受益と負担の適正化に努める。

予算見積り・財源の配分について

1 枠外経費

後期実施計画に掲げる事業や施設整備事業など、別途指定する事業経費については、所管局区で所要額を十分精査して見積もる。

2 枠配分経費

枠外経費を除く全ての事務事業経費については、所管局区に配分する一般財源の枠内で編成する。配分規模については、別途示す。

平成30年度の収支見通し(一般財源ベース)

(単位：億円)

	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算見込額	平成29年度との比較	
			増減額	伸率(%)
歳入	1,885(1,672)	1,900(1,681)	15 (9)	0.8 (0.5)
市税	1,134(1,134)	1,263(1,136)	129 (2)	11.4 (0.2)
地方譲与税・交付金	450 (284)	348 (301)	102 (17)	22.7 (6.0)
市債(臨時財政対策債)	195 (148)	195 (150)	0 (2)	0.0 (1.4)
繰入金(財政調整基金)	63	40	23	36.5
その他	43	54	11	25.6
歳出	1,885(1,672)	1,938(1,719)	53 (47)	2.8 (2.8)
人件費	602 (389)	603 (384)	1(5)	0.2(1.3)
公債費	264	272	8	3.0
扶助費	295	307	12	4.1
繰出金	203	192	11	5.4
行政運営推進経費	521	564	43	8.3
不足額(歳入 - 歳出)	0	38		

()内の数値は、県費負担教職員の事務の権限移譲に伴う税財源等(歳入)及び人件費(歳出)を除いたものであり、その額は歳入と歳出で同額(平成30年度予算見込額については219億円)を見込む。

【歳入】

県費負担教職員の事務、権限の移譲に伴う教職員給与費等の経費にかかる財源について、県の交付金から市税(県からの税源移譲)へ移行するため、地方譲与税・交付金の減及び市税の増を見込む。

【歳出】

公債費については、現在までに確定している償還金をベースに見込む。

扶助費については、引き続き増加傾向にあることを勘案して見込む。

繰出金については、国民健康保険の財政健全化による減などを見込む。